第一項の表鳥取ＶＯＲの項中「昭和60年８月29日」の次に「（平成25年10月17日から平成26年２月５日まで供用休止）」を加え、同項の次に次のように加える。

湖山 同じ	上欄にN35°32′ E134°10′ 鳥取県鳥取市	117.4	100	な	し	ＬＫＥ	24時間	平成25年10月17日	湖山ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第二項の表宮崎ＶＯＲの項中「平成25年６月27日から平成25年９月18日まで供用休止」を「平成25年９月19日から供用再開」に改め、同表赤江ＶＯＲの項を削る。

第三項の表大島タカンの項中「平成10年12月３日から供用再開」を「平成25年10月17日から平成26年３月５日まで供用休止」に改める。

第四項の表新潟ＩＬＳの項中「運輸大臣東京都千代田区」を「上欄に同じ」に、「20時30分」を「21時30分」に改め、同表成田国際空港16ＲＩＬＳの項中、

ミドルマーカー	75	1

を削り、同表東京22ＩＬＳの項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、同表鳥取ＩＬＳの項中「鳥取空港及びその周辺」を「鳥取空港内」に、「101°」を「100°」に、同表佐賀ＩＬＳの項中「佐賀空港及びその周辺」を「佐賀空港内」に改め、

ミドルマーカー	75	1

を削り、「平成10年７月28日」の次に「（平成25年10月17日から平成26年２月５日まで供用休止）」を加える。

第五項の表千歳ＤＭＥの項中「平成14年10月31日から供用再開」を「平成25年10月17日から平成26年１月８日まで供用休止」に改め、同項の次に次のように加える。

美々 同じ	上欄にN42°41′ E141°41′ 北海道苫小牧市	1,212	3	な	し	ＶＶＥ	24時間	平成25年10月17日	美々ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第五項の表那須ＤＭＥの項中「平成25年７月25日から平成25年10月16日まで供用休止」を「平成25年10月17日から供用再開」に、同表佐倉ＤＭＥの項中「ＴＹＥ」を「ＴＹＤ」に、「佐倉ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用」を「なし」に、同表羽田ＤＭＥの項中「上欄に同じ」を「国土交通大臣東京都千代田区」に改め、同表吉備ＤＭＥの項の次に次のように加える。

椿 ＤＭＥ	上欄に同じ	N34°41′ E139°24′ 東京都大島町	1,080	3	な	し	ＴＵＥ	24時間	平成25年10月17日	椿ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第五項の表鳥取ＤＭＥの項中「昭和60年８月29日」の次に「（平成25年10月17日から平成26年２月５日まで供用休止）」を加え、同項の次に次のように加える。

湖山 ＤＭＥ	上欄に同じ	N35°32′ E134°10′ 鳥取県鳥取市	1,208	1	な	し	ＬＫＥ	24時間	平成25年10月17日	湖山ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第五項の表宮崎ＤＭＥの項中「平成25年６月27日から平成25年９月18日まで供用休止」を「平成25年９月19日から供用再開」に改め、同表赤江ＤＭＥの項を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二項の表千歳ＶＯＲの項、同表美々ＶＯＲの項、同表大島ＶＯＲの項、同表鳥取ＶＯＲの項、同表湖山ＶＯＲの項、第三項の表大島タカンの項、第四項の表鳥取ＩＬＳの項、同表佐賀ＩＬＳの項、第五項の表千歳ＤＭＥの項、同表美々ＤＭＥの項、同表那須ＤＭＥの項、同表椿ＤＭＥの項、同表鳥取ＤＭＥの項及び同表湖山ＤＭＥの項の改正規定は平成二十五年十月十七日から、第四項の表新潟ＩＬＳの項の改正規定は同年十月二十七日から、第二項の表佐倉ＶＯＲの項、第四項の表成田国際空港16ＲＩＬＳの項及び第五項の表佐倉ＤＭＥの項の改正規定は同年十一月十四日から施行する。

○国土交通省告示第八百六十六号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三条第六項の規定に基づき、空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示（昭和四十三年運輸省告示第二百十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

表新潟空港事務所の項中「20時30分」を「21時30分」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年十月二十七日から施行する。

○国土交通省告示第八百六十七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十二項及び第十三項の規定に基づき、航空交通管制区、航空交通管制圏等の指定に関する告示（昭和三十七年運輸省告示第百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

第二項の表下総飛行場の項中「佐倉ＶＯＲ（N35°47′ E140°16′）」を「N35°47′01″E140°15′47″の地点」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年十一月十四日から施行する。

○国土交通省告示第八百六十八号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十九条第二項の規定に基づき、航空交通管制業務に関する告示（昭和四十一年運輸省告示第百四十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表第一新潟空港の項中「20時30分」を「21時30分」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年十月二十七日から施行する。

○国土交通省告示第八百六十九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第五項の規定に基づき、航空交通管制圏において航空法第九十六条第三項及び第四項の規定による規制が適用される時間を定める告示（平成十七年国土交通省告示第九百三十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

表新潟管制圏の項中「20時30分」を「21時30分」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年十月二十七日から施行する。